

- 1 広告物活用地区の名称
高崎駅西口駅前広告物活用地区
- 2 広告物活用地区に指定しようとする土地の区域
高崎駅西口駅前広場の北側、南側及び西側の敷地境界線から20m以内の区域

3 広告物活用地区基本方針

(1) 広告物等の表示又は設置に関する基本構想

当該地区は、高崎市の玄関口である高崎駅西口駅前広場に面し、商業や経済の中心として、今後ますます多くの人々が集まる場所となることが見込まれており、本市では、情報発信の重要な場所として位置づけ、駅前の都市空間と調和し、必要な情報を的確に得られるような広告物の整備を図っていくこととしている。

このため、広告物活用地区として、建築物の壁面に設置する電光掲示板の活用を図るものである。

(2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

ア 広告物の種類（位置）	電光掲示板（建築物の壁面に設置するもの）
イ 広告物の表示面積	1面50㎡以下、かつ当該壁面の2分の1以下であるもの
ウ 広告物の上端の高さ	地上から20m以下のもので、かつ建築物の高さを越えないもの
エ 広告物の表示方法	1つの建築物に1面のみでの表示であること
オ 広告物の表示内容	行政情報、緊急情報等を含むもの

(3) その他必要な事項

(2)に掲げる以外の広告物等の許可基準は、高崎市屋外広告物条例施行規則（平成23年規則第28号）第19条及び規則別表第7に規定するそれぞれの広告物等の許可基準とする。